

鳥取市補助金カルテ

NO.	064	担当課	地域福祉課	外線	0857-30-8202
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市鳥取県民生児童委員協議会補助金				
概要	鳥取県民生児童委員協議会の活動費補助				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策2303）地域福祉の推進				
創設年度	H30	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	民生委員・児童委員活動の発展につながる研修事業、周知・広報事業の実施				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	社会福祉総務費	
歳出事業名	民生委員事業費					
R8予算	1,265千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	・鳥取県民生児童委員協議会 516人×2,450円			R7 (見込)	1	1,265
				R6	1	1,446
				R5	1	1,096
				R4	1	1,135
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取県民生児童委員協議会
交付要件	鳥取県民生児童委員協議会
対象経費	県民児協の役員等の各種大会、研究協議会等への出席、研修会及び大会の開催、調査研究の実施、民生委員・児童委員の活動資料の収集・作成及び配布等
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5, 2-7 財源の多くは市と県からの補助金で、自主財源に乏しいため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	065	担当課	地域福祉課	外線	0857-30-8202
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市民生児童委員協議会補助金				
概要	鳥取市民生児童委員協議会の活動費補助				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策2303）地域福祉の推進				
創設年度	H13	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	民生委員・児童委員の年間活動日数				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	社会福祉総務費		
歳出事業名	鳥取市民生委員協議会補助金						
R8予算	21,475千円				過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	・地区定額 41地区×2,600円×12月 ・委員 516人×3,100円×12月 ・事務費 1,000千円				R7 (見込)	1	21,475
					R6	1	21,475
					R5	1	21,475
					R4	1	21,474
補助率・補助額	地区2,600円/月, 委員3,100円/月, 事務費100万円/年				上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市民生児童委員協議会
交付要件	鳥取市民生児童委員協議会
対象経費	民生委員・児童委員の活動に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める 補助金の割合	68.9%
繰越金の有無	有

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由	
法規性	-
3 E	2-5 自主財源に乏しく、市の補助がなければ安定した運営ができないため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	066	担当課	地域福祉課	外線	0857-30-8202
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市社会福祉協議会運営費補助金				
概要	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会の運営費補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策2303）地域福祉の推進				
創設年度	R2	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	団体の安定した運営の維持				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	社会福祉総務費	
歳出事業名	鳥取市社会福祉協議会補助金					
R8予算	189,414千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	社会福祉事業の運営に要する人件費 189,414千円×10/10			R7 (見込)	1	171,083
				R6	1	165,023
				R5	1	163,115
				R4	1	163,644
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会
交付要件	鳥取市社会福祉協議会が行う社会福祉事業の運営に要する人件費（他の補助金、委託費等の対象とされる者の人件費は除く）
対象経費	人件費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の年間勤務実績により確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める 補助金の割合	11.3%
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由	
合規性	-
3 E	2-4, 2-5 社会福祉法に基づき設置される本会の事業は収益性に乏しく、運営に係る補助が必要なため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	067	担当課	地域福祉課	外線	0857-30-8202
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	社会福祉団体事業補助金				
概要	社会福祉団体が更生保護活動や奉仕活動として行う事業の経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策2303）地域福祉の推進				
創設年度	H13	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	再犯者数				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	社会福祉総務費		
歳出事業名		更生保護団体補助金					
R 8 予算		626千円					
R 8 予算 積算根拠	・ 鳥取保護区保護司会		560千円				
	・ 鳥取県更生保護給産会		23千円				
	・ 鳥取県保護観察協会		43千円				
補助率・補助額		10分の10			過去実績	件数	決算額 (千円)
特定財源		なし（一般財源のみ）			R 7 (見込)	3	626
					R 6	3	626
					R 5	3	626
					R 4	4	10,625
					上限額	設定なし	

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取保護区保護司会、鳥取県更生保護給産会、鳥取県更生保護観察協会
交付要件	鳥取保護区保護司会、鳥取県更生保護給産会、鳥取県保護観察協会が実施する事業。
対象経費	申請者が行う事業に要する経費。
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5, 2-7 各団体は自主財源に乏しく、自治体からの補助がなければその社会的な役割を十分に果たすことができないため。
公益性	-
公平性	4-1 予算上限額での交付が続いているため。

評価／担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	補助金要綱の改正（補助金額、限度額の明確化、補助率の見直し）
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	068	担当課	地域福祉課	外線	0857-30-8202
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和8年度 当初予算	
補助金名	ふれあいのまちづくり事業補助金				
概要	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会が行う各種相談事業や小地域ネットワーク事業等に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策2303）地域福祉の推進				
創設年度	H29	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	相談体制の整備状況と相談件数				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	社会福祉総務費	
歳出事業名	ふれあいのまちづくり事業費					
R8予算	770千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	各種相談事業 770千円×10/10			R7 (見込)	1	1,601
				R6	1	1,165
				R5	1	1,266
				R4	1	1,164
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市社会福祉協議会
交付要件	鳥取市社会福祉協議会が行うふれあいのまちづくり事業
対象経費	各種相談事業、小地域ネットワーク事業に係る費用
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	2-4, 2-5, 2-7 社会福祉法に基づき設置される本会の事業は収益性に乏しく、補助がなければ事業の実施が困難なため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助対象経費に人件費が含まれている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	069	担当課	地域福祉課	外線	0857-30-8202
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市地域福祉基金事業補助金				
概要	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会が各地区で行う福祉活動コーディネータの設置に係る経費の補助				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策2303）地域福祉の推進				
創設年度	H31	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	福祉コーディネーターによる地域福祉活動を行っている地区数				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	社会福祉総務費	
歳出事業名	地域福祉基金事業助成費					
R 8 予算	920千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	福祉活動コーディネーター設置事業 ・コーディネータ設置 6 地区×150千円(継続) ・事務費 20千円			R 7 (見込)	6	920
				R 6	6	920
				R 5	5	770
				R 4	6	859
補助率・補助額	新規200千円、継続150千円			上限額	設定なし	
特定財源	その他（利用料、地元負担金、寄附金など）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会
交付要件	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会が実施する地域・福祉活動コーディネーター設置事業。
対象経費	報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、備品購入費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5, 2-6 社会福祉法に基づき設置される本会の事業は収益性に乏しく、補助がなければ事業の実施が困難なため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	070	担当課	地域福祉課	外線	0857-30-8202
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市災害時における支え愛地域づくり推進事業補助金				
概要	町内会等で取り組まれる災害時の要援護者避難体制や平常時の見守り体制の構築に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策2303）地域福祉の推進				
創設年度	H29	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	支え愛マップの作成件数				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	社会福祉総務費
歳出事業名	わが町支え愛活動支援事業補助金				
R8予算	175千円				
R8予算 積算根拠	・促進事業 5団体×25千円(上限額) ・ステップアップ 1団体×50千円(上限額)				
	過去実績	件数	決算額 (千円)		
	R7 (見込)	3	75		
	R6	0	0		
	R5	1	50		
	R4	4	100		
補助率・補助額	10分の10				
上限額	50千円				
特定財源					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会
交付要件	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会
対象経費	事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、備品購入費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 社会福祉法に基づき設置される本会の事業は収益性に乏しく、補助がなければ事業の実施が困難なため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	071	担当課	地域福祉課	外線	0857-30-8202
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市全国民生委員児童委員大会参加事業補助金				
概要	全国民生委員児童委員大会への参加費用を補助し、大会の参加を通じて民生委員・児童委員活動の一層の充実を図る。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策2303）地域福祉の推進				
創設年度	H29	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	全国大会への参加状況				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	社会福祉総務費	
歳出事業名	民生委員事業費					
R8予算	77千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	2名分の旅費（令和8年度開催：滋賀県）及び参加負担金			R7 (見込)	1	230
				R6	1	21
				R5	1	72
				R4	1	92
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市民生児童委員協議会
交付要件	鳥取市民生児童委員協議会
対象経費	参加者2名分の交通費（公共交通機関を利用するより安価である、大会開催地に公共交通機関がない又は便数が少ない等の理由により貸切バスを借り上げた場合の自動車借上料等を含む。）、宿泊費及び参加負担金
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 自主財源に乏しく、市の補助がなければ安定した運営ができないため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-